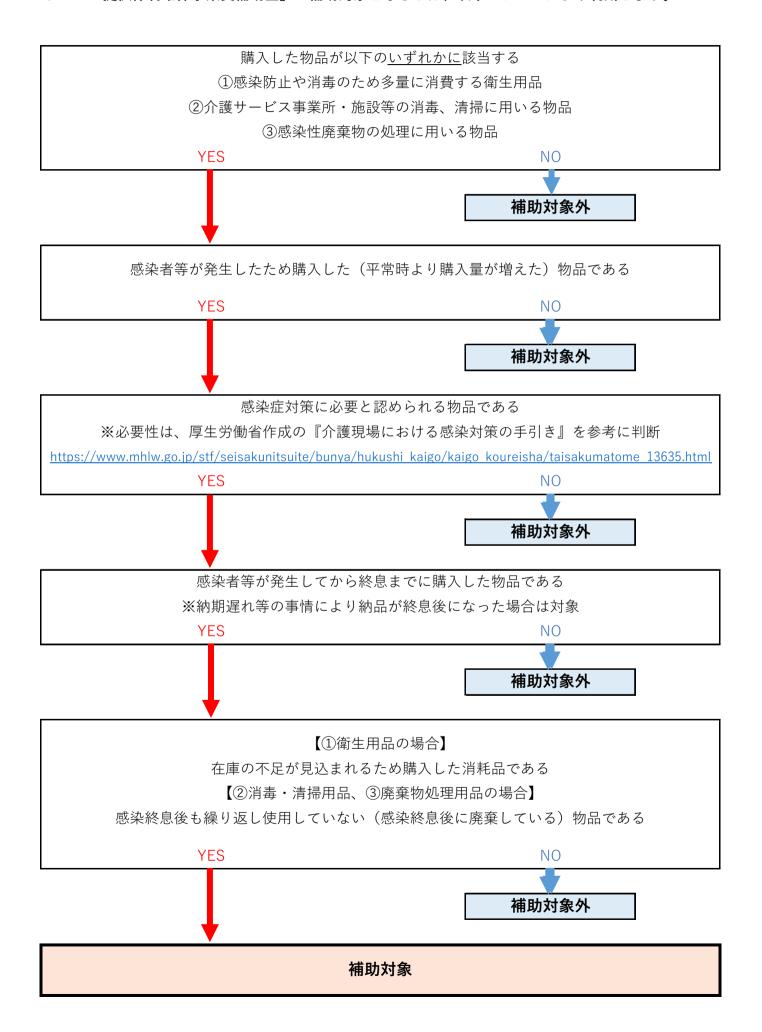
補助対象経費の判断フロー(物品)

購入した物品が「令和4年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業費補助金」の補助対象となるかは、以下のフローにより判断します。



「令和4年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業費補助金」補助対象となる主な経費について(物品)

補助対象	補助対象外
【衛生用品】	体温計
マスク	パルスオキシメーター
手袋	パーテーション
ガウン	ポータブルトイレ
フェイスシールド	おむつ
ゴーグル	消毒液の容器のみ
清拭クロス	衣料用洗剤
ドライシャンプー	消臭剤
消毒液	うがい薬
ハンドソープ	寝具
使い捨ての食器	家電(空気清浄機、掃除機など)
【消毒・清掃用品】	感染終息後も繰り返し使用できるもの (ゴミ箱など)
使い捨ての箒・ちりとり	医療用品(酸素ボンベ、吸入器など)
雑巾	ゾーニング用品
消毒シート	抗原検査キット
ゴミ袋	※自費検査の要件を満たす場合のみ対象。
使い捨てのゴミ箱	
使い捨てのブラシ・バケツ	
【廃棄物処理用品】	
ブルーシート	
ゴミ袋	
廃棄物と一緒に処分する容器	

「令和4年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業費補助金」補助対象となる主な経費について(人件費)

補助対象	補助対象外
【割増賃金・手当関係】	平常時から発生している時間外労働の手当
感染対応に関連して発生した時間外労働の手当	平常時から支給されている手当
※感染に伴い増加した事務業務等を含む	※通勤手当など
感染対応に関連して支給された手当	感染に伴い休職した職員の給与
※対応手当、夜勤手当など	感染した職員への見舞金
【新規職員の雇用関係】	職員が退職したため新規雇用した職員の給与
人員不足に伴い新規雇用した職員の給与	感染対応にあたった既存職員の給与(基本給)
※人員不足の期間の賃金(日割)のみ対象。	人員不足に伴い新規雇用した職員の、人員不足解消後の給与
人材紹介料	
募集広告料	
損害賠償保険の加入費用	
※新規雇用職員によるサービス提供時の事故等に対する保険	

【注意事項】

平常時から支給されている手当が感染対応により増額した場合は、増額分のみが対象となります。

- 例1) 時間外労働10時間のうち、感染対応によるものが7時間→7時間分の手当が対象
- 例2) 平常時は夜勤1名だが、感染対応期間は夜勤3名に増やした→2名分の夜勤手当が対象

「令和4年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業費補助金」補助対象となる主な経費について(その他)

補助対象	補助対象外
【帰宅困難職員の宿泊関係】	【帰宅困難職員の宿泊関係】
宿泊費(ホテル等)	宿泊先までの旅費
ウィークリーマンション、アパート等の賃料	宿泊中の食費
※帰宅困難期間分の賃料(日割)のみ対象。	宿泊中の洗濯代
【応援職員の派遣関係】	アパート等を借りた際の光熱費
派遣先で勤務するための旅費・宿泊費	アパート等を借りた際の寝具代・家具代等
応援職員の人件費	
※主な人件費(前頁)の考え方による	